

地方版総合戦略の策定に向けた調査委託業務 仕様書

1 事業名

地方版総合戦略の策定に向けた調査委託業務

2 委託期間

契約締結の日から平成27年10月31日まで

3 事業目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的とした、まち・ひと・しごと創生法が施行された。

沖縄県では、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づき、沖縄県の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を策定することとしている。

今回の委託業務では、計画の策定に向けた、人口動向の分析、将来推計、人口増加に資する取組の参考となる意識調査等を実施する。

4 委託業務の概要

- (1) 沖縄県における、人口動向の分析及び将来推計のための情報収集、整理
- (2) 社会増の拡大に向けた取組（特に離島・過疎地域における取組）の参考となる意識調査等の実施
- (3) 報告書の作成

5 委託業務の内容

地方版総合戦略の策定に向けた取組に関して以下のとおり調査等を行う。

- (1) 沖縄県における、人口動向の分析及び将来推計のための情報収集、整理
 - ア 沖縄県人口増加計画を策定した際の、人口動向の分析及び将来推計について、その後に把握された統計数値、推計手法等を反映させた再推計作業を行う。
 - イ 人口の社会移動に関して、県外と県内の移動の状況、県内における市町村単位等の移動の状況に関する情報を収集し、分析を行う。
 - ウ 上記アの推計結果及び上記イの分析結果について、広く県民の理解の促進に資する資料（作業結果の文章化・図表化を行うとともに、その基になっている統計数値を収録すること）を400部（両面カラー、16ページ程度）作成する。

(2) 社会増の拡大に向けた取組（特に離島・過疎地域における取組）の参考となる意識調査等の実施

ア 県内企業を対象としたアンケート調査（企業が必要とする人材・能力の把握、雇用拡大や事業展開の拡大に向けた環境の整備（制度の提案）など）の実施

※サンプル数 500企業程度（離島・過疎地域の事業所も40カ所程度含む）

イ 県内在住の大学生・高校生を対象としたアンケート調査（進学・就職先の希望、将来の居住地に関する希望など）の実施

※サンプル数 大学生 300人程度 高校生500人程度

ウ 県内離島在住の中学生を対象としたアンケート調査（進学・就職先の希望、将来の居住地に関する希望など）

※サンプル数 中学生 200人程度

エ 地方版総合戦略の策定にあたって、有識者等からの意見を聴取するための会議における議事録の作成（2時間の会議を3回程度開催予定）。

(3) 報告書の作成

(1)から(2)までの結果を取りまとめて文章化するとともに、委託業務の経緯、調査・分析に関する資料、その他の成果を報告書として取りまとめて、製本50部及び電子データを平成27年10月31日までに提出する。

6 特記事項

委託業務の内容については、沖縄県版総合戦略のベースとなる、沖縄県人口増加計画を参照のうえ提案すること。

沖縄県人口増加計画は、下記の沖縄県ホームページに掲載されている。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/jinkouzoukakeikaku.html>

7 成果品の提出

「5 委託業務の内容」の(3)に定める報告書について、所定の期日までに沖縄県企画部企画調整課企画班へ提出する。

その際、電子データは、マイクロソフト社word2010又はExcel2010で編集可能な形式でCDRまたはDVD-Rに記録する。

8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その

履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負せよとすることは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せよときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9 委託料上限額

委託料の上限額は、16,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

10 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、その者は全ての調整に応ずることとする。

11 その他

- (1) 受託者は、定期的に県との連絡会議等を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。

- (2) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。